

広報

カナダ

Kanada Town PUBLIC RELATIONS



高齢者安全運転講習会 受講者募集

65歳以上の普通自動車運転免許証を所有している人を対象に、高齢者安全運転講習会を次のとおり行います。

この講習会では、田川自動車学校のコースなど実際に車を運転していただき、体験走行を通して危険回避予測技術を養っていただくとする実践型の講習会です。60歳以上の方でも、ぜひ参加したい人はご相談ください。

- 講習期間／9月中旬～11月中旬
- 募集人数／100人(1日8人)
- 講習時間／13時～16時30分
- そのほか／役場から送迎します。

詳しいお問い合わせ、お申し込みは
役場総務課 ☎22-0555 (担当/大井まで)

「あっ!! 飛び出した」…。
ヒヤッとした経験ありませんか。
年齢とともに反射神経も鈍りがち。
まずは危険を察知することが、
ポイントです。

119番 その前に覚えておきたいこと

救急の日 9月9日
救急医療週間 9月7日～13日

年間40人に一人が救急車で運ばれる

全国の救急車が平成7年一年間で出動した数は約328万件。およそ9.6秒に一回の割合で現場に駆けつけています。搬送した人の数は、約316万4千人。国民の約40人に一人が運ばれた計算です。

救急車の年間出動回数は年々増えています。より広く対応できるようになった救急体制の整備が増加の主な理由ですが、それだけではありません。国民の高齢化と有病率の上昇も救急車の出動機会を増やしているのが考えられています。

覚えておきたいのは、救急事故の発生時、居合わせた人が直ちに適切な応急手当を行えば、傷病者の命が助かる確立はずっと高まるということです。

呼吸と脈拍が停止した4～5分間放置されただけでも、傷病者は酸欠によって脳死の危機に直面します。しかし、救急車が現場に駆けつけるまでの平均時間は約6分。周囲に家族や通行人がいながら、「どうしたらいいかわからない」「動かさない方がいいと思った」などの適切な手当がなされず、救命のチャンスを逃してしまう例が多いようです。

そうならないよう、だれもが応急手当に関する正しい知識と技術を身につけておきたいもの。救命措置の基本は、「心肺蘇生法(人工呼吸と心臓マッサージ)」です。田川地区消防本部などで講習を行っているので、機会をみつけてマスターしてください。

救急車を呼ぶ

- 119番 通報者** 119番です。火事ですか？ 救急ですか？
119番 通報者 救急です。
119番 通報者 あなたの名前と住所(場所)を教えてください。
119番 通報者 名前は〇〇〇〇です、住所(場所)は〇〇町大字〇〇番地の〇〇〇〇アパート2階〇〇号室です。
119番 通報者 近くに目標となるものがありますか？
119番 通報者 隣が町立図書館です。
119番 通報者 いまお使いの電話番号を行ってください。
119番 通報者 22の0555です。
119番 通報者 なにがありましたか？
119番 通報者 祖母が急に倒れて、意識も呼吸もありません。家族の者が人工呼吸をしています。
119番 通報者 分かりました。救急車をそちらに向かわせます。
119番 通報者 ●電話を切ったら、分かりやすい場所に人を出して救急車を誘導してください。

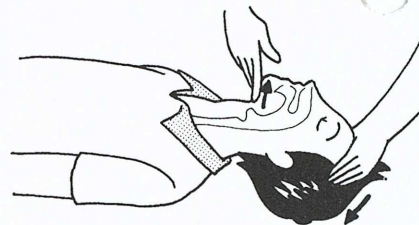
心肺蘇生法を覚えよう

注意

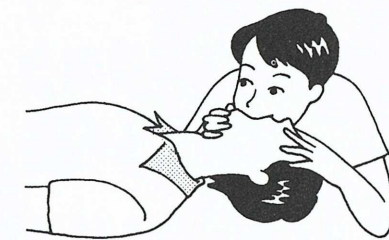
ここで紹介するのは、心肺蘇生法の基礎です。傷病者の状態によって多様な注意点があり、誤った技術の使用はかえって危険を招きます。必ず資格をもつ人のもとで訓練して正しい知識と技術を体得してください。

①気道の確保

口の中を調べ、異物があれば取り除く、あごを上げて気道を確保する。



②人工呼吸(呼吸が止まっているとき)



傷病者の鼻をつまみ、相手の口全体で自分の口を覆って、まず2回、各2秒間かけて息を静かに吹き込む。脈拍があれば、5秒に一回のペースで繰り返す。

③心臓マッサージ(心臓が止まっているとき)

両手を重ね、手のひらの付け根部分で傷病者の肋骨の中心を真上から3.5センチ～5センチ圧迫。1分間に80～100回のペースで繰り返す。

④心肺蘇生法(呼吸・心臓ともに止まっているとき)

救助者が一人の場合は、2回の人工呼吸と15回の心臓マッサージを繰り返す。二人の場合は、人工呼吸1回、(最初は2回行う)、心臓マッサージ5回の割合で連携して行う。



水道使用料が9月分から変わります。

お支払いは10月から

水道料金改定のお問い合わせは、水道課☎22-6669(直通)まで

今回、町議会の承認を得て水道料金の改定を行うことになりました。現在の水道料金は、昭和58年(1983)に改定し、経費の削減や効率化を図ってきましたが、その後のコストの上昇や平成13年度から「田川地区水道企業団」から受水を始めることによって、配水池の造成や建設、また配水管工事などを行わなくてはなりません。そのため水道事業会計の圧迫を迫られることにより、9月から水道料金を改定させていただくことになりました。

町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。改定額は次のとおりです。

水道使用料

料率 種別	基本料金		超過料金(1㎡につき)	
	水量	料金(8月まで)	8月まで	9月から
家事 営業用	5㎡	950円	1,140円	240円
	10㎡	1,540円	1,840円	240円
一時用	10㎡	3,000円	3,600円	360円
官公庁用	100㎡	15,400円	18,500円	240円
工場用	100㎡	15,400円	18,500円	240円

●メーター使用料

口径 1個/月	8月まで	9月から
13ミリメートル	100円	120円
20ミリメートル	160円	200円
25ミリメートル	300円	360円
40ミリメートル	460円	550円
50ミリメートル	1,020円	1,220円
75ミリメートル	1,800円	2,160円

●10月のお支払いは、次のようになります。
(25ミリメートルのメーターで、水道使用量を12トン使った場合)

8月使用量

メーター使用量—300円
 水道使用量
 基本料金—1,540円
 超過料金— 400円
 消費税— 112円
 合計 2,352円

9月使用量

メーター使用量—360円
 水道使用量
 基本料金—1,840円
 超過料金— 480円
 消費税— 134円
 合計 2,814円

大事な契約書や遺言書などは公証証書に

〈公証制度Q&A〉

重要な取引をしたり遺言を残したりするときは、トラブル防止のために公正証書の作成をお勧めします。公正証書に関するお問い合わせは、田川公証役場☎44-4130まで。相談は無料です。

- Q** 公証制度って何ですか？
A 不動産売買などの大切な契約書や遺言状などにつき、公証人が公文書である公正証書を作成して、トラブル防止を図る制度です。
- Q** 公証人は、長年、裁判官・検察官などを務めた法律の専門家の中から法務大臣が任命します。全国に約五五〇人います。
- Q** 公正証書の利点は何ですか？
A 公証人が公正証書を作成するときには、その内容が法規にかなっているかなどについて、いろいろ助言してくれます。関係者が十分に納得したものとなります。
- Q** そのうえ、これは大変重要なことですが、金銭の支払契約で強制執行の条項を付けておけば、相手が支払いの約束に違反した場合、その公正証書で相手に強制執行できます。
- Q** 公正証書を作成したいときは？
A 公正証書は公証役場で作成します。公証役場は、公証人が公正証書の作成、定款や一般私文書の認証、確定日付の付与などの事務を行うところです。全国に約三〇〇か所あります。
- Q** どんなことが公正証書に多く利用されますか？
A 各種契約や遺言などです。最近では、定期借地権の公正証書も増えています。
- Q** 遺言を公正証書にしておく利点は？
A ①遺言を作成する際に、専門的立場から法律的に有効な遺言であることが確かめられます。その原本は、無料で公証役場が保管していますから、なくなったり偽造されたりする心配がありません。
 ②本人が死亡したとき、家庭裁判所で検認の手続きをとる必要がありませんから、その公正証書ですぐ登記などの手続きができます。
- Q** 公正証書の作成を頼むときに必要なものは？
A 公正証書を作る場合には、公証役場へ出頭した人が本人である証明が必要です。個人の場合は、印鑑証明書・実印など。法人場合は法人登記の謄本・抄本・代表者の印鑑証明書・代表印など。代理人の場合は、契約の内容を書いた本人委任状に押した印鑑の印鑑証明書などが必要です。